

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

大浦工業株式会社
山形県東置賜郡高島町大字相森145-1

2. 指名停止措置期間

平成25年11月22日から平成25年12月5日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

大浦工業株式会社は、平成25年2月に山形県東置賜郡高島町の工場での屋根の除雪作業において、高所作業車から屋根に移ろうとした作業員が屋根の雪と共に地面に転落し死亡する事故を起こした。この事故について、当該作業員が高所作業車の運転資格を有していないことを知っていながら運転業務に就かせていたとして、同社及び同社取締役副社長が労働安全衛生法違反により、平成25年8月米沢簡易裁判所から、それぞれ罰金20万円の刑を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については2週間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件

（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）

8 一般工事の施工に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事関係者に死亡または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070